

令和5年2月20日

有限会社 マルヨ

行動計画策定

労働者が仕事と子育てを両立させることができ、労働者全員が働きやすい環境をつくることによって全ての労働者がその能力を十分に発揮出来るようにするため、次のように行動を策定する。

1 計画期間 令和 5年 4月 1日から令和 10年 3月 31日までの5年間

2 内容

目標 産前産後休業や育児休業、各種給付金、産休育休中の社会保険料の免除など、制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- ・令和 5年 4月 法に基づく諸制度の内容調査を開始する。
- ・令和 5年 8月 制度に関するパンフレット等の作成や周知方法を検討する。
- ・令和 5年10月 労働者に周知を図る。
- ・令和 6年 4月～ 労働者に再度周知を図る。